

名古屋港管理組合公報

平成16年4月1日

(木曜日)

第327号

目次

条 例

- 職員定数条例の一部を改正する条例……………1
- 名古屋港管理組合の基金を設置する条例の一部を改正する条例……………1
- 名古屋港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例……………1
- 名古屋港湾会館条例等の一部を改正する条例……………2

規 則

- 名古屋港管理組合事務局組織規則の一部を改正する規則……………2
- 勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………3
- 公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………3
- 住居手当規則の一部を改正する規則……………3
- 旅費条例施行規則の一部を改正する規則……………3
- 名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則……………4
- 名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則……………5
- 名古屋港湾会館管理規則等の一部を改正する規則……………7

告 示

- 平成14年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領……………7
- 平成14年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領……………7
- 平成16年度名古屋港管理組合予算の要領……………8
- 平成15年度名古屋港管理組合補正予算の要領……………14
- 平成13年名古屋港管理組合告示第29号の一部改正……………17
- 平成14年名古屋港管理組合告示第3号の一部改正……………17
- 港湾施設の変更……………17
- 港湾施設の使用停止……………18

訓 令

- 課の組織の分掌事務規程の一部改正……………18
- 事務所規程の一部改正……………18
- 事務所の組織の分掌事務規程の一部改正……………19
- 名古屋港管理組合行政文書取扱規程の一部改正……………19
- 名古屋港管理組合事務決裁規程の一部改正……………19
- 出勤簿処理規程の一部改正……………19
- 被服貸与規程の一部改正……………20
- 名古屋港管理組合職員衛生管理規程の一部改正……………20

公 告

- 名古屋港弥富ふ頭内第7貯木場埋立造成地の分譲公募……………21

審 議 会 事 項

- 名古屋港審議会委員の委嘱……………23

名古屋港管理組合条例第三号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例(昭和二十六年名古屋港管理組合条例第十一号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一号中「七五九人」を「六七四人」に改め、同条中「七八〇人」を「六九五入」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合の基金を設置する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合条例第四号

名古屋港管理組合の基金を設置する条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合の基金を設置する条例(平成五年名古屋港管理組合条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号を次のように改める。

三 名古屋港環境振興基金 名古屋港における大規模緑地施設及び風力発電施設の充実、港湾緑化及び風力発電事業の円滑な運営等環境の振興に資するため

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合条例第五号

名古屋港管理組合港湾施設条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合港湾施設条例(昭和二十六年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び運河」を「運河及び鉄道基盤施設」に改める。

別表に次のように加える。

条 例

職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

鉄道基盤施設

一月一平方メートルまで(とに

二百四円二十銭

附 則

この条例は、平成十六年五月一日から施行する。

名古屋港湾会館条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合条例第六号

名古屋港湾会館条例等の一部を改正する条例

(名古屋港湾会館条例の一部改正)

第一条 名古屋港湾会館条例(昭和四十六年名古屋港管理組合条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「財団法人名古屋港文化センター」を「財団法人名古屋みなと振興財団」に改める。

(名古屋港ポートビル条例の一部改正)

第二条 名古屋港ポートビル条例(昭和五十九年名古屋港管理組合条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「財団法人名古屋港文化センター」を「財団法人名古屋みなと振興財団」に改める。

(名古屋港水族館条例の一部改正)

第三条 名古屋港水族館条例(平成四年名古屋港管理組合条例第六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「財団法人名古屋港水族館」を「財団法人名古屋みなと振興財団」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

名古屋港管理組合事務局組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第二号

名古屋港管理組合事務局組織規則の一部を改正する規則

規則

名古屋港管理組合事務局組織規則(平成八年名古屋港管理組合規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第八号」を「第七号」に改める。

第七条中「防災管理室」を「危機管理室」に改める。

第八条第二十六号を削り、同条第二十七号中「防災管理室」を「危機管理室」に改め、同号を同条第二十六号とする。

第八条の二を次のように改める。

(危機管理室の事務)

第八条の二 危機管理室においては、次の事務をつかさどる。

- 一 危機管理対策に係る企画及び実施の総合調整に関すること。
- 二 名古屋港管理組合防災計画に関すること。
- 三 名古屋港保安規程に関すること。
- 四 防災会議及び防災対策本部に関すること。
- 五 名古屋港保安委員会(ナゴヤハーバーネットワーク)に関すること。
- 六 沿岸防災情報管理システムの運用管理に関すること。
- 七 防災無線及び非常通信に関すること。
- 八 名古屋港管理組合の休日定める条例(平成三年名古屋港管理組合条例第七号)第二条第一項に規定する本組合の休日、夜間等における事故の初動活動に関すること。
- 九 危機管理に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- 十 危機管理に係る訓練に関すること。

十一 危機管理意識の啓発に関すること。
十二 危機管理室の庶務に関すること。
第二十九条第三項中「総務部防災管理室」を「総務部危機管理室」に、「防災管理室」を「危機管理室」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第三号

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

（一の年次を通じて勤務しなかつた場合の年次休暇の繰越し）

第四条の二 条例第十三条第三項に規定する「一の年次に利用できる年次休暇のうちその年次に利用しなかつた日数」には、職員が次の各号のいずれかに該当する事由により一の年次を通じて勤務しなかつた場合の当該年次に付与された年次休暇の日数を含むものとする。

一 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定による育児休業

二 休職

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第四号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年名古屋港管理組合規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二 財団法人名古屋みなと振興財団

第二条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

住居手当規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第五号

住居手当規則の一部を改正する規則

住居手当規則（昭和三十六年名古屋港管理組合規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項第一号中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第十条の三第二項に規定する「名古屋市、東海市、知多市、弥富町及び飛島村内の住居に居住する者」とは、住民基本台帳法（昭和三十二年法律第八十一号）の規定に

より名古屋市、東海市、知多市、弥富町及び飛島村の住民基本台帳に記録されている者及び外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）の規定により当該市町村の外国人登録原票に登録されている者（条例第十条の三第三項の規定の適用を受ける者を除く。）をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

旅費条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第六号

旅費条例施行規則の一部を改正する規則

旅費条例施行規則（昭和三十八年名古屋港管理組合規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中「別表」を「別表第一」に改める。

第十四条を次のように改める。

（在勤地又はその附近地）

第十四条 条例第二十七条に規定する在勤地又はその附近地（以下「在勤地」という。）とは、次の各号に掲げる出張の区分に応じ、当該各号に定める区域をいう。ただし、常時勤務する場所が名古屋市の市域以外である職員の在勤地については、管理者が別に定めることができる。

一 宿泊を伴う出張 別表第二に掲げる市町村又は郡の区域

二 宿泊を伴わない出張 別表第三に掲げる郡市の区域
別表を別表第一とし、同表の次に次の二表を加える。

別表第二 (第14条関係)

名古屋市、半田市、津島市、常滑市、東海市、知多市、尾張旭市、日進市並びに西春日井郡西枇杷島町及び豊山町並びに海部郡大治町、蟹江町、十四山村、飛鳥村、弥富町及び佐屋町並びに知多郡阿久比町

別表第三 (第14条関係)

名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、葉栗郡、中島郡、海部郡、知多郡、額田郡、西加茂郡、岐阜市、大垣市、多治見市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、海津郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡、可児郡、土岐郡、四日市市、桑名市、鈴鹿市、いなべ市、桑名郡、員弁郡及び三重郡

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第七号

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合財務規則(昭和二十九年名古屋港管理組合規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「総務部防災管理室」を「総務部危機管理室」に改める。

第四十条の二第一項第三号中「名古屋港緑化振興基金」を「名古屋港環境振興基金」に改め、同条第三項中「前項の」の下に「規定による」を加える。

第四十七条の二第一項中「企画調整室担当課長(調整担当)及び」を「企画調整室担当課長(調整担当)、総務部危機管理室担当課長(危機管理担当)及び」に改める。

第五十七条第一項中「担当する係長」の下に「(担当係長及び主査を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

様式第二十四号の四中「名古屋港緑化振興基金」を「名古屋港環境振興基金」に、「名古屋港緑化振興事業」を「名古屋港環境振興事業」に、「緑化振興基金収入」を「環境振興基金収入」に改める。

様式第八十七号備考中「頭に金」の次に「又は¥」を加える。

「2 契約金額

(うち、取引に係る消

様式第九十一号(その1)中

3 期 間 着 手
完 了

「2 契約金額

費税及び地方消費税の額)

3 期 間 着 手
完 了

年 月 日 を

年 月 日 」 4 支払時期 契約履行後適

年 月 日

年 月 日

法な請求書を名古屋港管理組合が受理した日から 日以内」に改め、同様式備考を次のものに改める。

備考 金額の数字はアラビア数字を用い、金額の訂正は認めない。

「2 契約金額

(うち、取引に係る消

様式第九十一号(その1)中

3 期 間 自
至

「2 契約金額

費税及び地方消費税の額)

3 期 間 自 年
至 年

年 月 日 を

年 月 日 」 4 支払時期 契約履行後適

月 日
 月 日
 法な請求書を名古屋港管理組合が受理した日から 日以内」
 に改め、同様式備考を次のように改める。
 備考 金額の数字はアラビア数字を用い、金額の訂正は認めない。

様式第九十一号の二中

「			」		
決裁欄			決裁欄		
課長	係長	担当者	課長	課長補佐	係長

を

に改める。
 「2 増加・減少額
 様式第九十三号中 (うち、取引に係る消費税及び地
 ただし、 年 月 日契約
 方消費税の額) を「2 増加・減少額
 金額に対し変更による増加・減少分」
 年 月 日契約金額に対し変更による増加・減少分」
 改め、同様式備考を次のように改める。

備考 金額の数字はアラビア数字を用い、金額の訂正は認めない。

附 則

- (施行期日)
 1 この規則は、公布の日から施行する。
 (経過措置)
 2 この規則施行の際この規則による改正前の名古屋港管理組合財務規則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて作成されている様式第二十四号の四の用紙については、この規則による改正後の名古屋港管理組合財務規則(以下「改正後の規則」という。)の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。この場合において払い込まれた現金は、名古屋港環境振興基金へ払い込まれたものとする。
 3 この規則施行の際改正前の規則の規定に基づいて作成されている様式第八十七号、様式第九十一号(その一)、様式第九十一号(その二)、様式第九十一号の二及び様式第九十三号の用紙については、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、改正後の規則の様式の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十六年 四月 一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第八号

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合港湾施設条例施行規則(昭和三十六年名古屋港管理組合規則第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三章 雑則(第七十三条-第七十九条)」を「第十三章 鉄道基盤施設(第七十三条-第七十四条)」第十四章 雑則(第七十五条-第八十一条)」に改める。

第八条第四号中「前各号のほか、」を「その他」に改める。
 第七十九条を第八十二条とし、第七十八条を第八十条とし、第七十七条第一項中「正本」を削り、同項ただし書を次のように改め、同項第一号を削る。

ただし、管理者が必要と認めた願書等については、更に必要部数を提出しなければならない。

第七十七条第二項を削り、同条を第七十九条とし、第七十二条から第七十六条までを二条ずつ繰り下げる。

第十三章を第十四章とし、第十二章の次に次の一章を加える。

第十三章 鉄道基盤施設

(定義)

第七十三条 条例第二条第一項に規定する鉄道基盤施設とは、高架橋、駅舎、附帯施設(防護柵及び排水設備をいう。)等をいう。

(使用者の経費負担)

第七十四条 鉄道基盤施設の利用者は、その使用に要する経費を負担する。

様式第八号を削り、様式第九号を様式第八号とし、様式第十号から様式第十九号までを一様式ずつ繰り上げ、様式第十八号の次に次の一様式を加える。

様式第19号 (第3条関係)

年 度	整理番号
-----	-------	------	-------

鉄道基盤施設使用願

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

使用者コード

住 所

氏 名



次のとおり使用したいので許可してください。

施設コード	鉄道基盤施設名称	
使用面積	平方メートル		
使用期間	年 月 日から		年 月 日まで
摘 要			

決 議 日	年 月 日
-------	-------

備考 太枠内は記入の必要がありません。

A列4判

様式第41号中「第76条関係」を「第78条関係」に改める。

附 則

この要則は、平成十六年五月一日から施行する。

名古屋港湾会館管理規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第九号

名古屋港湾会館管理規則等の一部を改正する規則
(名古屋港湾会館管理規則の一部改正)

第一条 名古屋港湾会館管理規則(昭和四十六年名古屋港管理組合規則第八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「財団法人名古屋港文化センター理事長」を「財団法人名古屋みなと振興財団理事長」と、「集合予定人員」を「集合予定人員」と改める。

様式第一号中「財団法人名古屋港文化センター理事長」を「財団法人名古屋みなと振興財団理事長」と、「入場料」を「入場料等」と改める。

様式第二号及び様式第四号中「財団法人名古屋港文化センター理事長」を「財団法人名古屋みなと振興財団理事長」と改める。

(名古屋港ボートビル条例施行規則の一部改正)

第二条 名古屋港ボートビル条例施行規則(昭和五十九年名古屋港管理組合規則第九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第四号から様式第八号まで及び様式第十一号中「財団法人名古屋港文化センター理事長」を「財団法人名古屋みなと振興財団理事長」と改める。

(名古屋港水族館条例施行規則の一部改正)

第三条 名古屋港水族館条例施行規則(平成四年名古屋港管理組合規則第十五号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「財団法人名古屋港水族館理事長」を「財団法人名古屋みなと振興財団理事長」と改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際第一条の規定による改正前の名古屋港湾会館管理規則第二条の規定による改正前の名古屋港ボートビル条例施行規則及び第三条の規定による改正前の名古屋港水族館条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙については、第一条による改正後の名古屋港湾会館管理規則、第二条による改正後の名古屋港ボートビル条例施行規則及び第三条の規定による改正後の名古屋港水族館条例施行規則(以下「改正後の規則等」という。)の規定にかかわらず、当分の間、改正後の規則等の様式の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。

告 示

名古屋港管理組合告示第七号

平成16年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成14年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成16年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

平成14年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算

歳 入

第1款 分担金及び負担金	6,233,645,160円
第1項 負担金	6,233,645,160円
第2款 使用料及び手数料	9,568,506,284円
第1項 使用料	9,568,490,084円
第2項 手数料	16,200円
第3款 国庫支出金	2,640,551,106円

第1項 国庫負担金	2,640,551,106円
第4款 財産収入	3,971,921,458円
第1項 財産運用収入	3,969,658,183円
第2項 財産売払収入	2,263,275円
第5款 寄附金	10,762,000円
第1項 寄附金	10,762,000円
第6款 繰入金	802,850,000円
第1項 他会計繰入金	52,850,000円
第2項 他会計借入金	750,000,000円
第7款 繰越金	976,005,004円
第1項 繰越金	976,005,004円
第8款 諸収入	4,038,012,281円
第1項 延滞金、加算金及び過料	1,556,228円
第2項 預金利子	583,218円
第3項 受託事業収入	2,705,190,072円
第4項 貸付金元利収入	1,116,282,437円
第5項 雑入	214,400,326円
第9款 組合債	9,123,400,000円
第1項 組合債	9,123,400,000円
歳 入 合 計	37,365,653,293円

第1款 議会費	152,605,425円
第1項 議会費	152,605,425円
第2款 総務費	3,198,205,225円
第1項 総務管理費	3,134,877,853円
第2項 監査委員費	63,327,372円
第3款 企画調整費	858,962,884円
第1項 企画調整管理費	760,093,752円
第2項 調査費	98,869,132円
第4款 港営費	4,775,008,968円
第1項 港営管理費	1,164,941,160円
第2項 運営費	3,610,067,808円
第5款 建設費	18,474,533,391円
第1項 建設管理費	1,791,307,385円
第2項 整備費	16,683,226,006円
第6款 公債費	8,975,176,509円
第1項 公債費	8,975,176,509円
第7款 予備費	0円
第1項 予備費	0円
歳 出 合 計	36,434,492,402円

名古屋港管理組合告示第八号

平成16年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成14年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成16年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

平成14年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算

歳 入

第1款 水族館振興基金収入	257,939,160円
第1項 財産収入	89,160円
第2項 寄附金	0円
第3項 繰入金	195,000,000円
第4項 繰越金	10,000,000円
第5項 積戻金	52,850,000円
第2款 海事文化振興基金収入	40,013,244円
第1項 財産収入	13,244円
第2項 寄附金	10,000,000円
第3項 繰入金	30,000,000円
第4項 繰越金	0円

第5項 積戻金	0円
第3款 緑化振興基金収入	65,290,569円
第1項 財産収入	24,362円
第2項 寄附金	65,266,207円
第3項 繰入金	0円
第4項 繰越金	0円
第5項 積戻金	0円
歳入合計	363,242,973円
歳出	
第1款 水族館振興基金	257,939,160円
第1項 積立金	205,089,160円
第2項 繰出金	52,850,000円
第2款 海事文化振興基金	30,013,244円
第1項 積立金	30,013,244円
第2項 繰出金	0円
第3款 緑化振興基金	65,290,569円
第1項 積立金	65,290,569円
第2項 繰出金	0円
歳出合計	353,242,973円

名古屋港管理組合告示第9号

平成16年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成16年度名古屋港管理組合予算の要領は、次のとおりである。

平成16年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

平成16年度名古屋港管理組合一般会計予算

平成16年度名古屋港管理組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,160,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(組合債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 組合債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		7,675,560 ^{千円}
	1 負担金	7,675,560
2 使用料及び手数料		9,282,502
	1 使用料	9,282,492
	2 手数料	10
3 国庫支出金		1,287,013

		千円
	1 国庫負担金	1,287,013
4 財産収入		4,112,718
	1 財産運用収入	4,112,688
	2 財産売却収入	30
5 寄附金		60,000
	1 寄附金	60,000
6 繰入金		1,329,020
	1 他会計繰入金	329,020
	2 他会計借入金	1,000,000
7 繰越金		400,000
	1 繰越金	400,000
8 諸収入		1,687,057
	1 延滞金、加算金及び過料	20
	2 預金利子	455
	3 受託事業収入	303,900
	4 貸付金元利収入	1,180,490
	5 雑収入	202,192
9 組合債		9,326,130
	1 組合債	9,326,130
歳入合計		35,160,000

歳出

款	項	金額
1 議会費		千円 166,400
	1 議会費	166,400
2 総務費		4,925,966
	1 総務管理費	4,853,316
	2 監査委員費	72,650
3 企画調整費		784,618
	1 企画調整管理費	750,952

	2 調 査 費	千円 33,666
4 港 営 費		5,381,767
	1 港 営 管 理 費	1,147,929
	2 運 営 費	4,233,838
5 建 設 費		12,547,249
	1 建 設 管 理 費	1,581,339
	2 整 備 費	10,965,910
6 公 債 費		11,324,000
	1 公 債 費	11,324,000
7 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		35,160,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
飛島ふ頭（西）用地造成費	平成17年度	千円 28,000
(財)名古屋港埠頭公社の事業資金借入金に対する損失補償	平成16年度～平成20年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、91,524千円及び利息相当額を限度として補償する。
(財)名古屋港埠頭公社の事業資金借入金に対する損失補償	平成16年度～平成20年度	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、569,548千円及び利息相当額を限度として補償する。

第3表 組合債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業	5,456,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて25年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借換えることができる。
港湾整備事業	1,244,000			
単独事業	1,118,000			
風力発電施設整備事業	211,000			
コンテナ埠頭整備事業	1,297,130			
計	9,326,130			

平成16年度名古屋港管理組合基金特別会計予算

平成16年度名古屋港管理組合基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ329,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 水族館振興基金収入		295,230
	1 財産収入	200
	2 寄附金	10
	3 繰入金	10
	4 繰越金	10
	5 積戻金	295,000
2 海事文化振興基金収入		34,050
	1 財産収入	20
	2 寄附金	10
	3 繰入金	10
	4 繰越金	10
	5 積戻金	34,000
3 環境振興基金収入		120
	1 財産収入	60

	2 寄 附 金	千円 20
	3 繰 入 金	20
	4 繰 越 金	10
	5 積 戻 金	10
歳 入	合 計	329,400

歳 出

款	項	金 額
1 水族館振興基金		千円 295,230
	1 積 立 金	230
	2 繰 出 金	295,000
2 海事文化振興基金		34,050
	1 積 立 金	50
	2 繰 出 金	34,000
3 環境振興基金		120
	1 積 立 金	110
	2 繰 出 金	10
歳 出	合 計	329,400

平成16年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総 則)

第1条 平成16年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	施 設	事 項	備 考
事 業 量	上 屋 44棟	一般使用許可面積	平方メートル 91,093
		専用使用許可面積	平方メートル 41,273
	貯 木 場 8か所	一般使用許可面積	平方メートル 455,450
		専用使用許可面積	平方メートル 995,430
	荷役機械 13基	使 用 時 間	時間 15,201
	ひき船 6隻	使 用 時 間	時間 8,451
	施設の維持補修及び 施設の増補・改良工事	施設維持補修工事及び 上屋等整備工事	千円 416,000

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入		
第1款	施設運営事業	収益		4,041,000千円
第1項	営業	収益		4,037,334千円
第2項	営業外	収益		3,646千円
第3項	特別	利益		20千円
		支 出		
第1款	施設運営事業	費用		4,031,000千円
第1項	営業	費用		3,620,156千円
第2項	営業外	費用		400,824千円
第3項	特別	損失		20千円
第4項	予備	費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,344,370千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,000千円、過年度分損益勘定留保資金1,095,795千円及び当年度分損益勘定留保資金238,575千円で補てんするものとする。）。

		収 入		
第1款	資本的	収入		325,030千円
第1項	固定資産	売却代金		10千円
第2項	寄附	金		10千円
第3項	貸付金	返還金		325,000千円
第4項	その他	資本的収入		10千円
		支 出		
第1款	資本的	支出		1,669,400千円
第1項	建設	改良費		207,000千円
第2項	固定資産	購入費		659千円
第3項	企業	債償還金		1,461,741千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 559,852千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成16年度名古屋港管理組合理立事業会計予算

(総 則)

第1条 平成16年度名古屋港管理組合理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

埋立土量 469,000立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入		
第1款	埋立事業	収益		214,000千円
第1項	営業	外収益		213,970千円
第2項	特別	利益		30千円
		支 出		
第1款	埋立事業	費用		398,000千円
第1項	営業	費用		377,601千円
第2項	営業外	費用		10,369千円
第3項	特別	損失		30千円
第4項	予備	費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,107,000千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。）。

		収 入		
第1款	資本的	収入		1,309,000千円
第1項	企業	債		600,000千円
第2項	埋立	事業	収入	61,027千円

第3項	雑	収	入	647,973千円
		支	出	
第1款	資	本	的	支
				出
第1項	南	部	地	区
				埋
				立
				事
				業
				費
第2項	西	部	地	区
				埋
				立
				事
				業
				費
第3項	南	5	区	埋
				立
				事
				業
				費
第4項	総	係		費
第5項	企	業	債	費
第6項	他	会	計	貸
				付
				金
第7項	雑	支	出	費
第8項	予	備		費

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
西	部	地	区	埋	立	整
						備
						費
						平
						成
						17
						年
						度
						66,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	埋立整備事業
限度額	600,000千円
起債の方法	普通貸借又は債券発行
利率	8.5%以内
償還の方法	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて25年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	424,406千円
-------	-----------

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,500千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

処分する資産	種	類	名	称	数	量	処	分の	態	様
	土	地	西	部	地	区	内	10,500平方メートル	譲	渡

名古屋港管理組合告示第10号

平成16年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成15年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。

平成16年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

平成15年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

平成15年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,795,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,833,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(組合債の補正)

第3条 組合債の補正は、「第3表 組合債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1	分担金及び負担金	6,488,511 ^{千円}	760,000 ^{千円}	7,248,511 ^{千円}
	1 負担金	6,488,511	760,000	7,248,511
2	使用料及び手数料	9,177,047	△ 27,575	9,149,472
	1 使用料	9,177,037	△ 27,575	9,149,462
3	国庫支出金	1,300,000	2,790,575	4,090,575
	1 国庫負担金	1,300,000	2,790,575	4,090,575
6	繰入金	2,010,500	△ 595,000	1,415,500
	1 他会計繰入金	510,500	△ 295,000	215,500
	2 他会計借入金	1,500,000	△ 300,000	1,200,000
9	組合債	8,363,000	1,867,000	10,230,000
	1 組合債	8,363,000	1,867,000	10,230,000
	歳入合計	35,038,000	4,795,000	39,833,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1	議会費	172,936 ^{千円}	△ 1,914 ^{千円}	171,022 ^{千円}
	1 議会費	172,936	△ 1,914	171,022
2	総務費	3,754,541	△ 251,745	3,502,796
	1 総務管理費	3,682,000	△ 250,580	3,431,420
	2 監査委員費	72,541	△ 1,165	71,376
3	企画調整費	861,350	△ 9,766	851,584
	1 企画調整管理費	762,239	△ 9,766	752,473
4	港営費	4,966,370	△ 313,862	4,652,508
	1 港営管理費	1,131,859	△ 13,862	1,117,997
	2 運営費	3,834,511	△ 300,000	3,534,511
5	建設費	15,013,803	5,372,287	20,386,090
	1 建設管理費	1,724,683	△ 23,549	1,701,134
	2 整備費	13,289,120	5,395,836	18,684,956
	歳出合計	35,038,000	4,795,000	39,833,000

第2表 線越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
5 建設費	2 整備費	飛島ふ頭道路整備費	千円 —	千円 250,000
		港湾施設保安対策整備費	200,000	5,896,498
計			1,540,000	7,486,498

第3表 組合債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
港湾整備事業	千円 2,176,000	千円 157,000	千円 2,333,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて25年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借換えることができる。
単独事業	721,000	1,710,000	2,431,000			
計	8,363,000	1,867,000	10,230,000			

平成15年度名古屋港管理組合基金特別会計補正予算

平成15年度名古屋港管理組合基金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ295,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ367,564千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水族館振興基金収入		千円 446,370	千円 △ 295,000	千円 151,370
	5 積戻金	370,500	△ 295,000	75,500
歳入合計		662,564	△ 295,000	367,564

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水族館振興基金		千円 446,370	千円 △ 295,000	千円 151,370
	2 繰出金	370,500	△ 295,000	75,500
歳出合計		662,564	△ 295,000	367,564

平成15年度名古屋港管理組合理立事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成15年度名古屋港管理組合理立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成15年度名古屋港管理組合理立事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 埋立事業費用	451,000千円	12,000千円	463,000千円
第2項 営業外費用	12,932千円	12,000千円	24,932千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正し、かつこ書の「2,195,000千円」を「1,253,333千円」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,603,000千円	461,667千円	2,064,667千円
第2項 埋立事業収入	118,819千円	461,667千円	580,486千円
	支	出	
第1款 資本的支出	3,798,000千円	△ 480,000千円	3,318,000千円
第2項 西部地区埋立事業費	877,900千円	△ 180,000千円	697,900千円
第6項 他会計貸付金	1,500,000千円	△ 300,000千円	1,200,000千円

(△印は、減額を示す。)

名古屋港管理組合告示第11号

平成13年名古屋港管理組合告示第29号(名古屋港管理組合情報公開条例施行規則第14条第1項の規定に基づく法人の指定)の一部を次のように改正する。

平成16年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

「財団法人名古屋港文化センター」を「財団法人名古屋みなと振興財団」に改める。

名古屋港管理組合告示第12号

平成14年名古屋港管理組合告示第3号(名古屋港管理組合情報公開条例施行規則第14条第1項の規定に基づく法人の指定)の一部を次のように改正する。

平成16年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

「財団法人名古屋港水族館」を削る。

名古屋港管理組合告示第13号

次の港湾施設は、平成16年4月1日から次のとおり変更する。

平成16年4月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

施設の種類の 貯木場
変更前

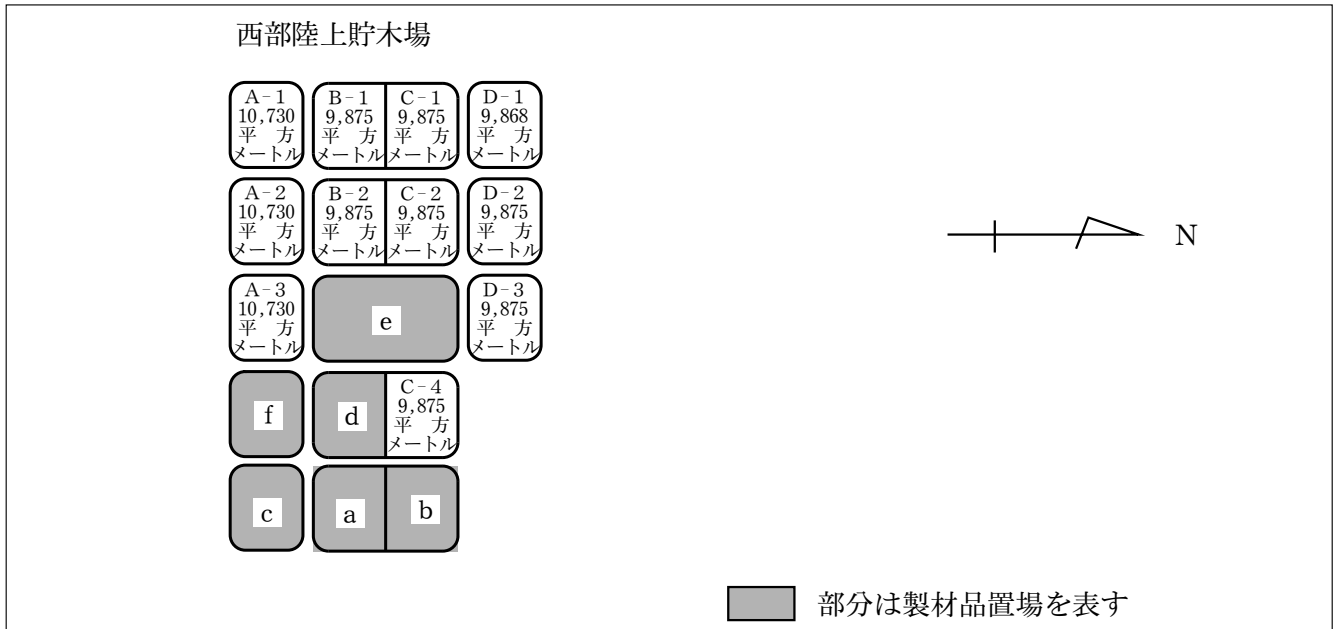
名 称	使用区分	位 置	面 積	備 考
西部陸上貯木場	専用使用	飛島ふ頭内	平方メートル 176,991 (区画は図による)	陸上貯木場

(図は省略)

変更後

名 称	使用区分	位 置	面 積	備 考
西部陸上貯木場	専用使用	飛島ふ頭内	平方メートル 111,183 (区画は図による)	陸上貯木場

図



名古屋港管理組合告示第14号

次の港湾施設は、平成16年4月1日から当分の間、使用を停止する。

平成16年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

施設の種類 荷さばき地附属詰所

名 称	使用区分	等級	面 積	構 造	位 置
金城ふ頭荷さばき地 附 属 詰 所	一般使用	1 ^級	平方メートル 385	鉄筋コンクリート造り 3階建一部4階建	77号岸壁背後

訓 令

訓令第一号

組合内一般

課の組織の分掌事務規程（平成八年訓令第三号）の一部を次のように改正する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

第一条第二項第二号中「を削り、トをくとし、チをトとし、リをチとし、ヌをリとし、ルを削り、同号ヲ中「防災管理室」を「危機管理室」に改め、同号ヲを同号又とする。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

訓令第二号

組合内一般

事務所規程（平成八年訓令第四号）の一部を次のように改

正する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

第一条第二項中「東部工事事務所 西部工事事務所」を「港湾工事事務所」

に改める。

第三条を次のように改める。

(港湾工事事務所)

第三条 港湾工事事務所においては、次の事務をつかさどる。

- 一 土木工事(しゅんせつ工事、埋立地造成工事、造園工事その他これらに類する工事を含む。)の施行に関すること。
- 二 土木施設等の技術的保守点検に関する事。
- 三 造成中の埋立地の管理に関する事。
- 四 廃船その他沈没物の除去の工事の施行に関する事。
- 五 水路測量その他深淺測量に関する事。
- 六 出願工事の技術審査に関する事(施設事務所の主管に属することを除く)。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条から第十条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

訓令第三号

組合内一般

事務所の組織の分掌事務規程(平成八年訓令第五号)の一部を次のように改正する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

第二条を次のように改める。

(港湾工事事務所の組織及びその分掌事務)

第二条 建設部港湾工事事務所の係及びその分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 技術第一係、技術第二係及び技術第三係(係別の所管区域及び分掌事務は、建設部長が総務部長に合議して定める)
 - イ 土木工事(しゅんせつ工事、埋立地造成工事、造園工事その他これらに類する工事を含む。)に関する事。
 - ロ 土木施設等の技術的保守点検に関する事。
 - ハ 堀川、新堀川及び中川運河の護岸、堤防等の附属土木施設の工事に関する事。
 - ニ ハの施設の技術的保守点検に関する事。
 - ホ 造成中の埋立地の管理に関する事。
 - ヘ 廃船その他沈没物の除去工事に関する事。
 - ト 水路測量その他深淺測量に関する事。
 - チ 出願工事の技術審査に関する事(施設事務所の主管に属することを除く)。
 - リ 事務所所管工事に係る工事中用材料に関する事(技術第一係に限る)。
 - ヌ 所属建物及びその敷地の管理に関する事(技術第一係に限る)。
 - ル 事務所内の庶務に関する事(技術第一係に限る)。
 - ヲ 事務所内他係の主管に属しないこと(技術第一係に限る)。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

第五条中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

訓令第四号

組合内一般

名古屋港管理組合行政文書取扱規程(平成十五年訓令第四号)の一部を次のように改正する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

第十条中「総務部防災管理室」を「総務部危機管理室」に、「総務部担当課長(防災担当)」を「総務部危機管理室担当課長(危機管理担当)」に改める。

別記二二(一)中「第一条、第二条」を「第一条・第二条」に、「第三条、第四条」を「第三条・第四条」に改め、同別記二九(一)中「又び課長」を、「課長又び主任課長」に改め、同別記二九(二)中「又び課長」を、「課長又び主任課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

訓令第五号

組合内一般

名古屋港管理組合事務決裁規程(昭和四十年訓令第七号)の一部を次のように改正する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

第四条第九項中「建設部担当課長(臨港鉄道金城ふ頭線整備担当)」は、同表二の三建設部の表に掲げる事項を削り、同条第十項中「前九項」を「前各項」に改める。

別表第一の二(共通事務)の表担当課長専決事項の欄第三号中「及び技師」を、「技師、海技士、信号士及び運転士」に改める。

別表第二(個別事務)の表二総務部の表総務課の項課長専決事項の欄第三号中「及び電話交換室」を削る。

別表第二(個別事務)の表三港営部の表港営課の項部長専決事項の欄第二十五号中「埋立法第二十三條」の下に「第一項」を加える。

別表第四(個別事務)の表二建設部の表区分の欄中「東部工事事務所」を「港湾工事事務所」に改める。

別表第四(個別事務)の表二の三建設部の表を削る。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

訓令第六号

組合内一般

出勤簿処理規程(昭和二十七年訓令第五号)の一部を次のように改正する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

第一条第一項中「企画調整室環境保全センター及び総務部防災管理室」を「及び企画調整室環境保全センター」に改め、「企画調整室各担当」の下に「(企画調整室調整担当、企画調整室企画担当、企画調整室計画担当及び企画調整室統計センターをいう。次項において同じ)」、総務部危機管理室」を加え、同条第二項中「企画調整室担当課長(調整担当)」を削り、同条第二項中「総務部危機管理室」の下に「総務部危機管理室にあつては総務部危機管理室担当課長(危機管理担当)」を加える。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

訓令第七号

組合内一般

被服貸与規程（昭和四十六年訓令第四号）の一部を次のように改正する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

別表類別第八号を次のように改める。

8	1 中川運河通船門及び中川運河ポンプ施設の操作作業及び保守管理の業務に従事する者	作業帽	1	4	ア 1の該当者の防寒上衣は、屋外作業に従事する者のみとする。 イ 作業靴（耐油性）は、1の該当者のみとする。 ウ 安全靴（半長靴）は、2の該当者のみとする。 エ 2の該当者の防寒上衣及び安全靴（半長靴）は、防潮扉の点検修理の作業に常時従事する者のみとする。
		作業服夏上衣	2	2	
	作業服夏ズボン	2	4		
	2 堀川口防潮水門及び同附属ポンプ施設の操作作業及び保守管理の業務並びに防潮扉の点検修理の作業に従事する者	作業服冬上衣	2	4	
		作業服冬ズボン	2	4	
	防寒上衣	1	9		
	作業靴（耐油性）	1	3		
	安全靴（半長靴）	1	3		

別表類別第十三号を削り、同表類別第十四号を同表類別第十三号とし、同表類別第十五号中「総務部防災管理室」を「総務部危機管理室において防災」に改め、同号を同表類別第十四号とする。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

訓令第八号

組合内一般

名古屋港管理組合職員衛生管理規程（昭和五十年十月十五日訓令第八号）の一部を次のように改正する。

平成十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

第三条の表四の項中「職員課」の下に「。以下同じ。」を加え、同表五の項中「（総務部にあつては職員課）」を削り、同表六の項中「庶務担当課」を「部の庶務担当課」に改め、「企画調整室環境保全センター」の下に「総務部危機管理室」を加える。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

公 告

名古屋港管理組合公告

名古屋港弥富ふ頭内第7貯木場埋立地の分譲について、次の要領により行います。

平成16年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

1 分譲場所

弥富町楠二丁目及び三丁目地内

第1区画 約29,000㎡

第2区画 約46,000㎡

第3区画 約51,000㎡

第4区画 約25,000㎡

第5区画 約25,000㎡

第6区画 約54,000㎡

第7区画 約52,000㎡

2 分譲地の利用目的

港湾貨物の保管施設用地（名古屋港に入出港する船舶の積卸し貨物の保管施設用地。ただし、危険物倉庫を除く。）

3 申込者の資格

名古屋港において港運業又は倉庫業を営む港湾関連事業者

4 分譲価格

名古屋港管理組合土地評価委員による評価額

5 土地譲渡代金納付方法

原則として、土地譲渡契約締結時に全額納付

6 申込者の優先順位

希望区画数の多い者を優先

7 分譲方法

(1) 1区画ごとに分譲

(2) 同一区画の希望者が、複数の場合は抽選

(3) 申込者の希望により分筆も可

8 申込（照会）先

名古屋港管理組合建設部管理課庶務係

電 話 番 号(052)654-7925

ファックス番号(052)654-7998

9 申込書類

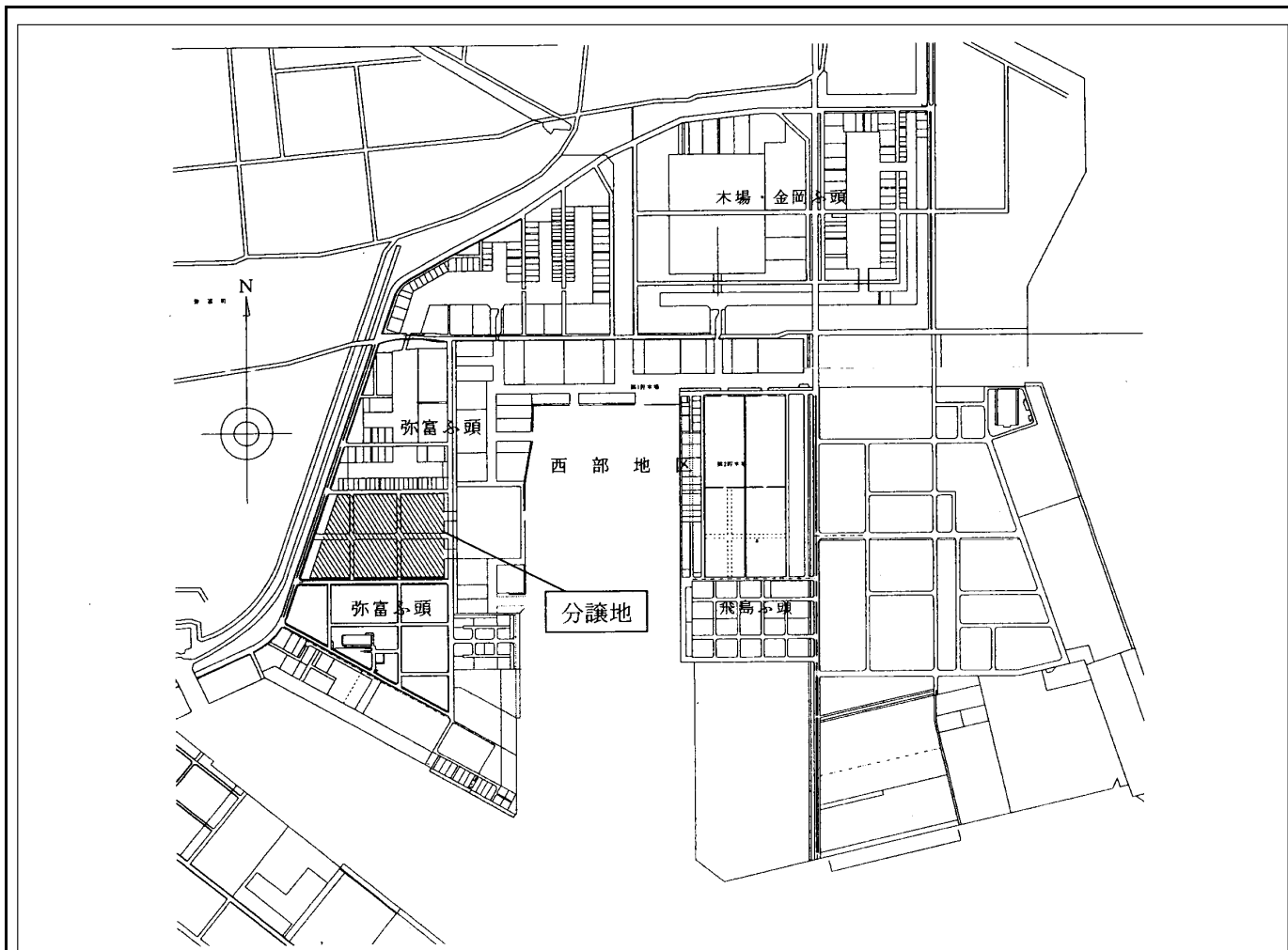
名古屋港管理組合建設部管理課庶務係に用意してあります。

10 その他

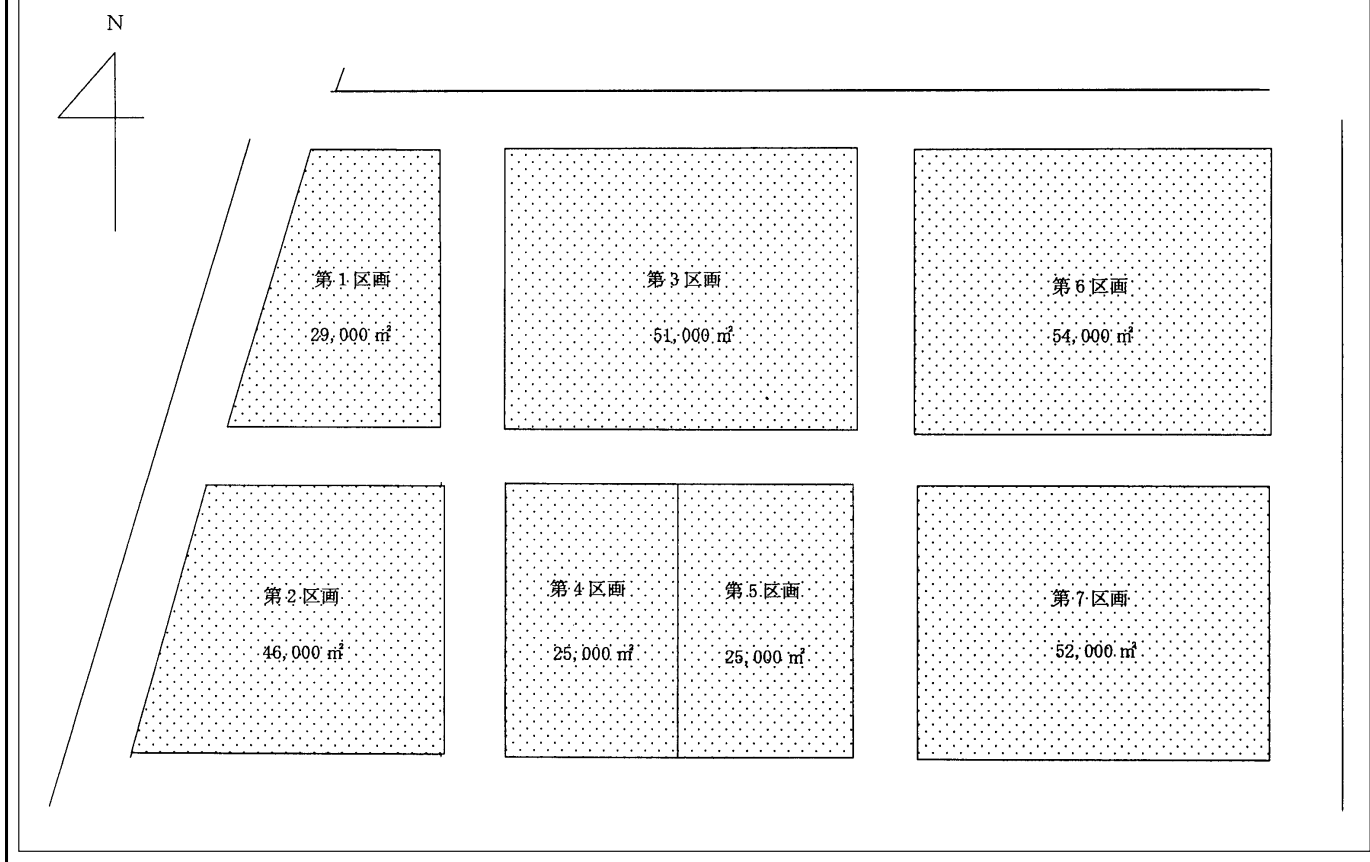
(1) 複数の者が、1区画を合同で申込むことができます。

詳細は、申込み先に照会してください。

(2) 区画内に立ち入って調査をするときは、許可を得て行ってください。



第7貯木場埋立地分譲箇所図



審 議 会 事 項

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。
箕 浦 宗 吉 (3月24日)

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合